

保護者のみなさまへ

れいわ ねん ど きょうしつ り ようもうしこ
令和5年度 ふれあい 教室利用申込み

1. 受付

【受付期間】令和5年1月11日(水)～2月1日(水)

※受付期間後に申込みされた場合、4月からの入室審査に間に合わない場合がございます。

【申込方法】

○郵送(送付先は裏面)

上記受付期間の消印が有効です。郵送料につきましてはご自身の負担となりますのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送でのお申込みにご協力いただきますようお願いいたします。

○窓口 青少年育成課(市役所東別館2階)及び田原支所

上記受付期間の午前8時45分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

土曜日受付 ※青少年育成課窓口のみ
令和5年1月21日 午前9時～午後5時(正午からの45分除く)

○各ふれあい教室 ※現在ふれあい教室に在籍している児童及びそのきょうだいのみ

※ふれあい教室では書類の不備等の確認は行いませんので、必ず書類が揃っているか確認の上ご提出ください。また、書類等に関する質問は各ふれあい教室では受け付けておりませんので、質問がある場合は青少年育成課にお問い合わせください。

2. 提出書類

提出の際は入室案内を必ずお読みいただき、裏面の提出書類チェックリストを確認してください。

※綴じている様式には、ご自身に不要なものも含まれている可能性があります。必要な書類のみご記入、ご提出ください。

※児童状況申立書を郵送される方は、内容の確認のため、後日電話させていただくことがあります。持参される方は、別室にて状況を聞き取りさせていただきます。

3. 利用許可または入室保留通知の送付

選考基準の上位の児童から入室できます。(同じ基準に属する場合は厳正なる抽選の上、決定いたします。なお、抽選の公開は行いません。)定員を超えた児童は入室保留となりますのでご了承ください。

※2月下旬頃に入室の結果を郵送します。

※選考基準は、入室案内3ページをご覧ください。

☆裏の注意事項もよくお読みください。

ちゅういじこう
【注意事項】

- 受付期間終了後（2月2日以降）に申込みされると、4月1日からの利用に間に合わないことがございます。
- 提出書類に漏れや不備があった場合、選考に関わりますので、必ず揃えて提出してください。提出書類に不備があった場合は、正しい状態になった日を受付日としますので、ご注意ください。
- 審査の時点で過去の利用料に滞納がある場合は、入室をお断りいたします。なお、受付期間中は、窓口が大変混み合いますので、利用料の納付相談については、お待ちいただくことがあります。



とあ ゆうそうさき
【問い合わせ・郵送先】

〒575-8501

しじょうなわてしなかのほんまちほんごう
四條 畷 市中野本町1番1号

しじょうなわてしきょういくいいんかいきょういくぶせいしやうねんいくせいかに
四條畷市教育委員会 教育部 青少年育成課

TEL 072-877-2121 (内線872、873)

0743-71-0330 (内線872、873)

※田原地域からの架電にご利用ください。市役所に繋がります。

きやうしつもうしこ ていしゅつしよるい ちえっくりすと
ふれあい教室申込み 提出書類チェックリスト

りやうもうしこみしよ
 利用申込書

しゅうろうしやうめいしよ じえいきやうしんこくしよ ちち はは
 就労証明書または自営業申告書(父・母)

(保護者が在学中の場合は在学証明書／保護者が疾病・負傷している場合は医師の
しんだんしよとう
診断書等)

ちちおや ははおやふざい もうしたてしよ おやかてい
 父親または母親不在の申立書(ひとり親家庭のみ)

しゅうろうしやうめいしよとう ふざい もうしたてしよ か みしゅうろうかてい いえ ほごしや
※就労証明書等または不在の申立書が欠けていると、未就労家庭(家に保護者がいる家庭)と判断するため、優先順位が下がってしまいます。

じどうしやうきやうもうしたてしよ じどう せいかつ はいりよ ひつやう しえんがつきゆう にゅうしつよてい ばあい
 児童状況申立書(児童の生活に配慮が必要、支援学級に入室予定の場合)

しやう しやてちやう も ばあい てちやう うつ ていしゅつ
障がい者手帳を持っている場合は、手帳の写しも提出してください。

りやうりやう げんめんしんせい りやう けつてい う つ がつげじゆんいこう りやうもうしこ
※利用料の減免申請は、利用が決定してから受け付けます(2月下旬以降)。利用申込みには源泉徴収票などは添付しないようにしてください。